保険薬局
薬局の管理者　各位

共立蒲原総合病院
薬局長

「院外処方箋における簡素化プロトコル」の運用について

平素より当院の処方箋を応需していただき、ありがとうございます。

処方箋調剤における薬剤師による疑義照会は、患者本位の医療を目的とし、適切な薬物療法を確保するため、薬剤師法に規定された重要な業務です。また、処方と調剤を分離した医薬分業の根幹なすものです。患者の個々の症状や臨床検査値を勘案した疑義照会や処方提案はますます重要となりその件数が増加する一方、処方箋記載上の入力エラー等に起因する形式的な疑義照会も多くなっており、後者では患者、薬局薬剤師、処方医師それぞれにご負担をおかけしている場合もあるかと存じます。

当院では平成 22 年 4 月 30 日に厚生労働省医政局通知『医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について』に基づき、形式的な疑義照会を簡素化することで、保険薬局での患者待ち時間を短縮し、また、処方医師、薬局薬剤師においては業務負担の軽減により、患者への専門的ケアに時間を費やすことで、充実した薬物治療管理と地域における円滑なチーム医療の推進を目的として、「院外処方箋における簡素化プロトコル」を運用しています。

本プロトコルを適性かつ効率的に運用するため、疑義照会簡素化の趣旨や各項目の内容について当院の担当薬剤師からの説明をお聞きいただいた上で、合意書を交わすことを必須条件としております。参画をご希望される場合には、下記の連絡先にお電話ください。

共立蒲原総合病院　薬局
電　話　：０５４５－８１－２２１１（代表）
ＦＡＸ　：０５４５－８１－２２０８（代表）
E-mail：yakuzaibu@kanbarahp.com